

令和6年度第2回千葉西警察署協議会

1 開催日

令和6年10月9日（水曜日）

2 開催場所

千葉西警察署

3 出席者

・協議会委員 9人 ・警察署 13人

4 業務報告

(1) 警察における災害対策について

(2) 刑事警察活動について

5 警察署からの諮問事項

【諮問】 駐車監視員活動ガイドラインについて

【答申】 打瀬地区は、駐車監視員活動ガイドラインの活動重点地域に指定されているが、依然として無秩序に路上駐車が行われている状況となっている。

打瀬地区における駐車監視員等の活動状況と路上駐車に対する今後の対応について教えていただきたい。

【措置】 打瀬地区については、駐車監視員活動ガイドラインの活動重点地域として、駐車監視員による巡回や警察官による指導取締りを継続的に実施しておりますが、依然として放置車両の減少が認められないことから、同地区に所在するマンション管理組合と連携して迷惑駐車に関するチラシを地域住民に配布し、放置車両の実態の改善に向けた周知を図っているところです。

なお、同地区は、公安委員会指定による駐車禁止規制が行われていないため、交差点の直近や駐車場の出入り口付近における駐車車両に対しては、道路交通法に定める法定の駐停車禁止違反として取締りを行うとともに、その他の場合であっても「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の長時間駐車違反や車庫代わり駐車違反等を適用して違法駐車に対する取締りを積極的に行い、引き続き同地区における交通安全の確保を図ってまいります。

6 委員からの要望・意見等

(1) 横断歩道における通行方法について

【質問】 横断歩道では歩行者が優先と理解しているが、自転車が横断歩道を横断しようとしている場合も、歩行者と同じように自転車が優先されるのか教えていただきたい。

【回答】 自転車は道路交通法上「軽車両」に分類されるため、自転車に乗車した状態

で横断歩道を横断しようとする場合は、一時停止義務は生じません。

しかしながら、自転車横断帯が設置されている横断歩道では自転車が優先となり一時停止義務が生じますし、また自転車横断帯が設置されていなくても自転車から降りて横断歩道を横断しようとする場合等は歩行者とみなされ、一時停止義務が生じます。

いずれにしましても、歩行者や自転車は、車に比べると圧倒的に交通弱者となりますので、横断歩道付近を車で通行する際は細心の注意義務を果たして安全運転を心掛ける必要があることを御理解ください。

(2) 災害現場活動に従事した警察官の心のケアについて

【質問】 大規模災害の救助救援活動等の悲惨な災害現場活動に従事した警察官の心のケアはどのように行っているのか教えていただきたい。

【回答】 警察では、災害派遣等に従事した職員に対し、派遣から戻った後、惨事ストレスに関するストレスチェックを受けることとしており、職員の惨事ストレスの把握を行うとともに、必要により産業医等の面接指導を実施し、心身に不調が認められた場合には速やかに医療機関の受診を促すこととしております。

7 答申等に対する措置結果

なし